

和歌山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ夜間銃猟）

令和 7 年 6 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 背景及び目的

和歌山県におけるニホンジカによる農業被害額は令和 5 年度時点で年間約 5,400 万円であり、生息域も県南部の山間部から海岸部、さらには県北部にまで広がり、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

県では、平成 20 年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「保護管理計画」を策定、また平成 27 年 5 月の改正鳥獣保護法施行に伴い、保護管理計画を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、生息数の減少及び農林業被害の軽減に取り組んでいる。

県内のニホンジカの生息数は令和 2 年度時点で約 65,100 頭以上と推測され、前回策定時平成 26 年度の推定生息数約 58,600 頭から 6,500 頭余り増加している。

このため、令和 4 年度改定の第二種特定鳥獣管理計画では、前回計画を上回る年間 19,000 頭以上の捕獲を実施し、生息数を令和 12 年度に約 32,000 頭にまで減少させることを目標としている。

県内の捕獲数は、平成 29 年の約 17,700 頭を境にその後増加していないことから、目標の達成には対策の継続・強化が必要である。このため、更なる捕獲強化を行うにあたり県主体による「指定管理鳥獣対策事業」にて、捕獲効率の向上や従来の捕獲事業にない新たな捕獲機会の創出を目的に、ニホンジカの警戒心が低くなる夜間での銃猟を実施し、その知見の収集と対策の有効性を検証する。

但し、本事業は夜間に銃猟を行うため、周辺地区住民への周知、関係機関との協議を十分行うとともに、受託者の安全管理体制を十分確保した上で実施する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
海草郡紀美野町旧美里区域	令和 7 年 6 月 19 日 ～令和 8 年 3 月 31 日 (うち、捕獲作業を行う期間)
紀の川市鞆渕区域、桃山町区域	
東牟婁郡古座川町添野川・佐田区域	令和 7 年 9 月 1 日 ～令和 8 年 2 月 28 日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
海草郡紀美野町旧美里区域	紀美野町桂瀬、今西、滝ノ川、毛原下、小西、毛原中、毛原上、長谷宮周辺	従来からニホンジカ生息密度の高い又は近年生息頭数が増加傾向であり、併せて農林業被害及び生態系への影響が深刻な地域になっている。 このため、これらの地域で、捕獲効果を上げるために短期かつ集中的な捕獲により、地域でのシカ生息密度の低減と、農林業被害の軽減が期待できる。	鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
紀の川市鞆渕区域	紀の川市下鞆渕、中鞆渕、桃山町峯周辺		
紀の川市桃山町区域	紀の川市桃山町野田原、善田、黒川、垣内		
東牟婁郡古座川町添野川・佐田区域	古座川町添野川、佐田周辺		

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
海草郡紀美野町旧美里区域	捕獲数 16 頭
紀の川市鞆渕区域、桃山町区域（2 区域）	捕獲数 32 頭
東牟婁郡古座川町添野川・佐田区域	捕獲数 16 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
海草郡紀美野町旧美里区域	銃猟(夜間銃猟) ※非鉛弾を使用	射手2名程度 / 回 4回程度 / 区域
紀の川市鞆渕区域、桃山町区域 (2区域)		
東牟婁郡古座川町添野川・佐田区域		

②作業手順

・関係者との調整 市町村等の関係機関及び利害関係者からの意見聴取を行うとともに、地元住民等に対しては、事前に説明会や回覧等により合意形成を図る。 ・捕獲等の実施 認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、捕獲等を実施する。 ・安全管理 受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。 ①安全教育、訓練等の実施 ②安全管理体制の構築 ・捕獲個体の回収・処分 捕獲した個体は法令に従い適切に処理する(埋設等)。 ・捕獲情報の収集及び評価 受託者から、捕獲数(雌雄別)、捕獲個体のサイズ(成幼獣別)、捕獲努力量、捕獲位置情報等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。
--

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項(実施する場合に限る。)

① 放置する必要性

--

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①夜間銃猟をする必要性

令和2年度の県内のニホンジカの捕獲数は約15,000頭余りで、令和4年からの5ヵ年で実施する第二種特定鳥獣管理計画において新たに設定した年間19,000頭以上の捕獲目標頭数を下回っている。また、捕獲従事者の高齢化と減少が背景にあり、捕獲圧の低下が危惧されることから、更なる捕獲の強化が望まれる。

このため新たな捕獲手法の検討が必要であることから、短期間での捕獲率の向上と、従来の有害捕獲等と重複しない新たな捕獲機会を得ることを目的に、ニホンジカの警戒心が低下する夜間に、誘引箇所を回り狙撃する夜間銃猟を実施する。

尚、実施にあたり十分な安全管理体制を確保した上で取り組むことを基本とする。

②夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
海草郡紀美野町 旧美里区域	・令和7年9月～ 令和8年2月 ・各区域4回程程度 ・日没後～22時	実施場所の林道を通行止めにする等、住民等の安全を確保したうえで、バックストップのある場所に餌付けにより誘引したニホンジカに対し、車上等から発砲する。	夜間銃猟に係る認定鳥獣捕獲等事業者に委託
紀の川市鞆渕区域、 桃山町区域（2区域）			
東牟婁郡古座川町 添野川・佐田区域			

③安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

- ・猟友会、市町村、警察等と十分に調整を行うとともに、実施前には関係機関で検討会を開き、協議会の規約、役割分担、事業内容等について検討する。
- ・平時及び緊急時の連絡体制を構築するとともに、事故が発生した場合に備え、対応要領を策定する。
- ・事故防止のため、捕獲従事者に対して銃の安全な取扱い（脱包の励行、異物の有無を点検等）、誤射の防止（矢先の確認、獲物の確認等）について周知徹底する。
- ・事前に住民等に対して広報を行うとともに、捕獲日に通行規制を行い、実施場所を立入禁止にすることで安全を確保する。また、通行規制に係る人員を十分確保する。
- ・業務委託後は、事業遂行状況の把握に努めるとともに、安全面に配慮した事業実施について受託者に指導、確認を行う。
- ・捕獲した個体は法令に従い適切に処理する（埋設等）。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

実施主体：和歌山県

実施方法：委託

委託の範囲：ニホンジカの捕獲作業

委託先：認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟に係る認定を受けた者）

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業実施前にチラシ等により十分な周知を行い、事故防止に努める。また、実施場所周辺に注意看板等を設置し、住民や登山者等に注意喚起を行う。

当日は実施場所を立入禁止にするとともに、捕獲時はライトやサーマルビジョンにより人の不在を確認の上発砲する。

通行止めや立入の有無の確認にあたっては、十分な人員を配置してこれを行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲実施日の集合場所は民家付近を避ける。また、発砲回数を必要最小限に抑える等、静穏の保持に配慮する。

実施時間帯については十分に周知する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、その他関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

従来から活動してきた狩猟者が存在する場合は、受託者と狩猟者等が十分に話し合いを行い、狩猟等の活動に支障をきたさないような配慮を行う。

生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。

国有林野で捕獲を実施する場合は、森林管理署へ入林届を提出する。

(3) 地域社会への配慮

必要に応じて本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。

また、地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発に努める。